

荒尾市集中改革プラン

平成18年 3月

熊本県 荒尾市

目 次

項 目	頁
1 荒尾市集中改革プラン(平成17～21年度)について	1
1 - 1 これまでの行財政改革の経緯	1
1 - 2 「荒尾市行政改革大綱 財政健全化緊急3か年計画」の推進	1
1 - 3 荒尾市集中改革プラン(平成17～21年度)の策定	2
2 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3
事務事業の再編・整理等の取組事項	3
3 民間委託等の推進	5
3 - 1 民間委託(公の施設)についての取組	5
3 - 2 民間委託(事務事業)についての取組	7
3 - 3 民間委託等の推進取組事項	7
3 - 4 地域協働の推進	8
4 定員管理・給与の適正化等	9
4 - 1 定員管理の数値目標	9
4 - 2 平成11年4月1日から平成17年4月1日までの定員管理状況	10
4 - 3 定員管理・給与の適正化等の取組事項	11
5 外郭団体及び第三セクターの見直し	12
5 - 1 外郭団体の見直し	12
5 - 2 第三セクターの見直し	12
6 経費節減等の財政効果	13
6 - 1 歳入関係の取組事項	13
6 - 2 歳出関係の取組事項	14
7 公営企業等の見直し	17
7 - 1 上水道事業	17
7 - 2 下水道事業	17
7 - 3 病院事業	18
7 - 4 工業団地造成事業	18

1 荒尾市集中改革プラン(平成17～21年度)について

1-1 これまでの行財政改革の経緯

本市の行財政改革は昭和60年12月荒尾市行政改革大綱を策定して以来、2次にわたり本市が取り組むべき方策について指針を定め、改革を進めてきました。

平成16年度からは、「元気な荒尾、力強い荒尾」そして「明るく住みやすい荒尾」を目指し、短期的には直面する行政課題に対応することはもとより、行財政運営の新たな基本システムを創りあげること为目标とし、「荒尾市行政改革大綱(平成16～20年度)財政健全化緊急3か年計画(平成16～18年度)」を策定し、推進しています。

今までの経緯

第1次 荒尾市行政改革大綱(昭和60年12月～)

第2次 荒尾市行政改革大綱(平成8～12年度)

第3次 荒尾市行政改革大綱(平成16～20年度)

財政健全化緊急3か年計画(平成16～18年度)

改革の推進体制

荒尾市行政改革推進本部 (本部長(市長)以下17名)

荒尾市行政改革審議会 (市民委員11名)

1-2 「荒尾市行政改革大綱 財政健全化緊急3か年計画」の推進

「荒尾市行政改革大綱(H16～20年度)財政健全化緊急3か年計画(H16～18年度)」は、本市が地方分権のあるべき姿として行政と市民が手を携え、個性あるまちづくりを行っていくために、

行財政構造そのものを変えていく 自治能力を強化する 市民と行政が協働して荒尾市独自の自治を作り上げる仕組みにする
--

という3つの視点で行財政運営の新たな基本システムを作り上げることを大きな目的として、平成16～20年度までの5年間を計画期間とし策定しています。

初年度の平成16年度の計画では、単年度収支で3億1600万円の不足額を見込んでいましたが、決算においては1億100万円の不足に留まり、見込みよりも2億1500万円ほど不足額を縮減することが出来ました。

平成17年度は改革の2年目の重要な取り組みを行っており、今後も「市民との協働」をテーマに、予算編成に行政評価システムを組み入れ、PDCAサイクル(Plan - Do - Check - Action)を構築し、これを更なる改革推進ツールとして行財政システムの全般にわたる改革に取り組み、市民が中心にある、活力のあるまちづくりをおこないます。

荒尾市行政改革大綱 財政健全化緊急3か年計画の取組項目

地方分権の推進

市民参加の推進、行政評価システムの導入など

情報化の推進

電子市役所の実現に向けた取組、個人情報保護対策及び情報セキュリティー対策など

行政システムの簡素化・効率化

組織や職員数の適正化、審議会等の見直し、事務事業の見直し、民間活力の導入など

職員の資質向上と人材育成

評価制度の導入、やる気の醸成と人材育成など

財政の健全化

歳出抑制、財源の重点配分、補助金の見直し、使用料等の見直しなど

公営企業等の健全化

経営改革に基づく適正化、口座振替等推進による収納率向上など

外郭団体のあり方

外郭団体の見直し、指導の強化など

公共施設の設置及び管理運営

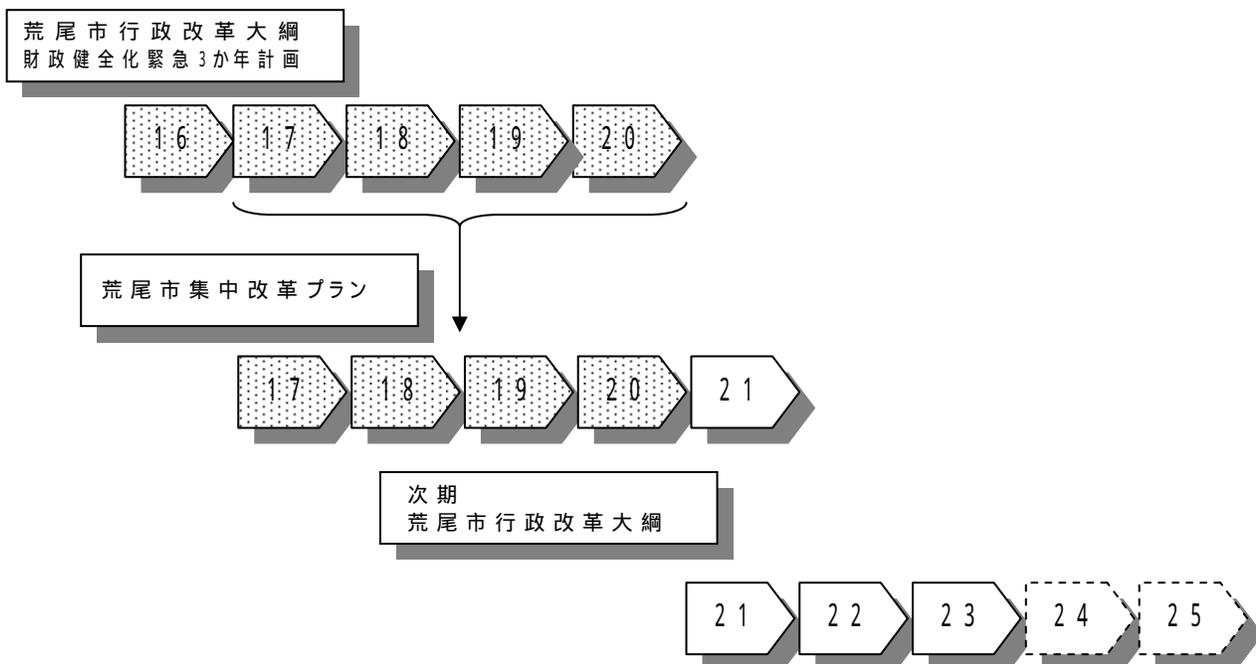
公共施設の統廃合、民間委託の検討、学校区の見直しなど

1-3 荒尾市集中改革プラン(平成17~21年度)の策定

総務省は、平成17年3月29日付で全国の地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、計画的な行財政改革の推進と説明責任の確保を図るため、平成17年度を起点として平成21年度までの5年間を計画期間とする集中改革プランを策定し、平成17年度中に市民に公表することを求めており、本市においても、この指針に基づき、「荒尾市集中改革プラン(平成17~21年度)」を策定し、公表します。

ただし、現在本市において推進中である「荒尾市行政改革大綱(平成16~20年度)財政健全化緊急3か年計画(平成16~18年度)」は、国の指針に示されている事項の殆どを盛り込んでいることから、今回公表する「荒尾市集中改革プラン」は、本市行政改革大綱の中で各年度の具体的な取り組み事項を定めた実施計画に代わるものとし、目標期限の違いにより空白期間となる平成21年度につきましては、職員定数について行政改革大綱の理念を踏襲し「仮に延長した場合はこうなる」ということで職員定数を設定しています。

なお、荒尾市集中改革プランに本来盛り込まれる改革目標については、今後策定予定の次期行政改革大綱(平成21~終期末定)において計画されます。



2 事務事業の再編・整理、廃止・統合

社会経済情勢の変化を受けて住民要望が益々多様化していく中、本市では、厳しい財源と、減少する職員でこれに伝えていかなければならないことから、既に課題化している事務事業については早急に見直す必要があります。

また、事務事業の見直しは、単なる事務事業の切り捨てではなく、本来的には今後本市が進んでいく大きな道に照らして、行財政全般にわたるチェックを行い、地域環境の変化や行政需要の変動に対応できる、効率的な行政運営をどのように実現するかを検討することにほかなりません。このようなことから、早急に行政評価システムを構築し、継続的な運用を通じて、この達成を図ることにします。

事務事業の再編・整理、廃止・統合の取組事項

No.	取組事項	事務事業の再編整理等の目標	効果	実施年度
1	情報公開の推進	・情報公開制度の充実 ・市ホームページによる分かり易い情報の提供	情報公開による説明責任の確保	16～
2	行政評価システムの導入	・事務事業評価システムの導入 ・バランスシートの作成 ・行政コスト計算書の作成	情報公開による説明責任の確保	16～
3	行政サービスの向上のための情報通信技術(IT)の活用	・行政情報化、地域情報化の総合的な計画の策定及び推進 ・総合行政ネットワークの整備 ・電子申請届出システムの導入 ・ワンストップサービスの調査研究 ・ICカードの活用方法の研究	電子自治体の推進	16～
4	個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策	・個人情報保護制度の整備 ・信頼性の高いネットワークシステムの構築	電子自治体の推進	16～
5	組織・機構の整備	・各課・係の統廃合 ・全庁的な総合調整機能や各部内の企画調整機能の充実 ・弾力的な組織運営の推進 ・プロジェクトチームの有効活用	機能的な組織の構築 組織の活発、迅速化	16～
6	審議会・委員会等の見直し	・各種審議会、協議会、委員会の見直し、複合化	経費の節減	18～
7	事務事業の見直し	・スクラップ&ビルドによる見直し ・非常勤特別職の研修の見直し ・押印廃止の拡大 ・決裁規程の見直し ・交通災害共済の見直し ・予算編成方法の見直し ・福祉バス交付事務の見直し ・各種情報のデータベース化による共有	経費の節減	16～

No.	取組事項	事務事業の再編整理等の目標	効果	実施年度
8	任意団体事務の見直し	・職員が取り扱う団体事務のあり方について見直す	役割分担の適正化	18～
9	窓口業務の見直し	・開庁時間の延長 ・時差出勤の活用 ・待ち時間の短縮 ・総合窓口化	市民サービスの向上	16～
10	職員のやる気の醸成・人材育成について	・職員研修の推進 ・人事、財政権の部長・課長への委譲 ・職員提案制度(提案箱)の設置 ・能力、実績に基づく評価制度の充実	質の高い行政の提供	16～
11	臨時的事業の見直し	・市史編纂事業 ・福祉まつり ・あらお荒炎祭 ・市民文化祭 ・市民体育祭 ・その他行事も隔年開催等を検討	経費の節減	16～
12	各種補助金・助成金・分担金・負担金の見直し	・いきいき人づくり基金、がまだしもん、社会福祉基金、文化振興基金等を統合メニュー化 ・各種団体補助金の適正化 ・公害防止助成金制度の廃止 ・納税組合の廃止 ・前納報償金の廃止、 ・交付基準のない任意補助金の規則の制定 ・水準超過行政の抜本的な見直し	経費の節減	16～
13	公共施設の統廃合	・労働会館の廃止 ・勤労青少年ホームの廃止	経費の節減	16
14	学校区の見直し	学校区の見直し	学校規模の適正化	16～

3 民間委託等の推進

これまで公共サービスの提供は、主として国や地方公共団体が担ってきましたが、規制緩和の推進等により民間企業の参入が促進されるとともに、民間の非営利団体等公共的なサービスの担い手の多元化が進んでいます。

このような状況の中で、拡大・多様化する住民ニーズに対して、誰が最も効率的で効果的なサービスの担い手となり得るのかとの視点から、現行の公共的なサービスの提供における公と民の役割分担のあり方を見直し、市全体としての公共的なサービスを質・量ともに確保しつつ、簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図っていく必要があります。

3 - 1 民間委託(公の施設)についての取組

(1)平成16年度末時点における施設管理業務

レクリエーション・スポーツ施設	11	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	2	野球場 ソフトボール球場 弓道場 陸上競技場 サッカー場
c 全部直営施設数	9	庭球場 ゲートボール場 多目的広場 市民プール
産業振興施設	6	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	5	メディア交流館 万田炭鉱館 小岱工芸館 みどり畜生館 観光物産館
c 全部直営施設数	1	働く婦人の家
基盤施設	1	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	1	プロログ広場
文教施設	4	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	1	総合文化センター
c 全部直営施設数	3	中央公民館 図書館 宮崎兄弟の生家
医療・社会福祉施設	9	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	8	総合福祉センター ふれあい福祉センター 小岱作業所 長浦通勤寮 軽費老人ホーム小岱荘 養護老人ホーム緑風園 老人福祉センター 中央保育園
c 全部直営施設数	1	荒尾市斎場
その他の施設	0	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	0	
合計	31	
a 指定管理者制度導入済み施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	16	
c 全部直営施設数	15	

(2) 平成17年度～21年度までの5年間の取組

平成18年度までに、文教施設、産業振興施設、医療・社会福祉施設等について指定管理者制度を導入予定。(14施設)

メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、総合福祉センター、ふれあい福祉センター、小岱作業所、長浦通勤寮、中央保育園、軽費老人ホーム小岱荘、養護老人ホーム緑風園、老人福祉センター、観光物産館、図書館 以上14施設

平成19年度までに、文教施設について指定管理者制度を導入予定。(2施設)

荒尾総合文化センター、宮崎兄弟の生家 以上2施設

平成21年度までに、直営施設について指定管理者制度の導入を検討します。(13施設)

働く婦人の家、中央公民館、体育館ほか10体育施設

(3) 平成21年度末時点における施設管理業務

レクリエーション・スポーツ施設	11	体育館 体育センター 野球場 ソフトボール球場 弓道場 陸上競技場 サッカー場 庭球場 ゲートボール場 多目的広場 市民プール
a 指定管理者制度導入施設数	11	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	0	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	
産業振興施設	6	メディア交流館 万田炭鉱館 小岱工芸館 みどり蒼生館 観光物産館 働く婦人の家
a 指定管理者制度導入施設数	6	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	0	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	
基盤施設	1	プロローグ広場
a 指定管理者制度導入施設数	0	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	1	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	
文教施設	4	総合文化センター 中央公民館 図書館 宮崎兄弟の生家
a 指定管理者制度導入施設数	4	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	0	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	
医療・社会福祉施設	9	総合福祉センター ふれあい福祉センター 小岱作業所 長浦通勤寮 軽費老人ホーム小岱荘 養護老人ホーム緑風園 老人福祉センター 中央保育園
a 指定管理者制度導入施設数	8	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	0	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	
医療・社会福祉施設	9	荒尾市斎場
a 指定管理者制度導入施設数	8	
b 業務委託実施済み施設数	0	
c 全部直営施設数	1	
d 民間譲渡・貸付施設数	0	

その他の施設	0
a 指定管理者制度導入施設数	0
b 業務委託実施済み施設数	0
c 全部直営施設数	0
d 民間譲渡・貸付施設数	0
合計	31
a 指定管理者制度導入施設数	29
b 業務委託実施済み施設数	0
c 全部直営施設数	2
d 民間譲渡・貸付施設数	0

3 - 2 民間委託(事務事業)についての取組

No.	事務事業の種類	H16年度末の状況	H17年度～H21年度までの取組
1	本庁舎清掃	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
2	本庁舎夜間警備	一部委託	引き続き、一部委託を継続します。
3	案内・受付	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
4	電話交換	年度末廃止	廃止
5	公用車運転	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
6	し尿処理	一部委託	引き続き、一部委託を継続します。
7	一般ごみ処理	一部委託	引き続き、一部委託を継続します。
8	学校給食	全部直営	一部委託へ変更します。
9	学校用務員事務	一部委託	引き続き、一部委託を継続します。
10	水道メーター検針	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
11	道路維持補修・清掃等	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
12	ホームヘルパー派遣	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
13	在宅配食サービス	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
14	情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	引き続き、一部委託を継続します。
15	ホームページ作成・運営	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
16	調査・集計	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
17	総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。

3 - 3 民間委託等の推進取組事項

No.	取組事項	事務事業の再編整理等の目標	効果	実施年度
1	住民や民間の能力活用	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの有効活用 ・コミュニティ団体の活用 ・アウトソーシングやPFIの活用 	市民サービスの向上 業務の効率化	17～

No.	取組事項	事務事業の再編整理等の目標	効果	実施年度
2	指定管理者制度の導入	<p>指定管理者制度の導入を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度導入予定施設数 14施設 メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、総合福祉センター、ふれあい福祉センター、小岱作業所、長浦通勤寮、中央保育園、経費老人ホーム小岱荘、養護老人ホーム緑風園、老人福祉センター、観光物産館、図書館 平成19年度導入予定施設数 2施設 荒尾総合文化センター、宮崎兄弟の生家 <p>直営施設について、指定管理者制度の導入を検討します。</p> <p>働く婦人の家、中央公民館、体育館ほか10体育施設</p>	市民サービスの向上 業務の効率化。	18 ~ 19 ~21

3 - 4 地域協働の推進

多様化する市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と協働してまちづくりを推進する必要があります。地域において住民団体、NPO、企業等と共にまちづくりを進めていく分権型社会システムの構築が不可欠となります。

このような課題を踏まえ、市民と行政があらゆる情報を共有し、「対話と協働」による効率的な行政の展開を図ります。

地域協働の推進取組事項

No.	取組事項	事務事業の再編整理等の目標	効果	実施年度
1	協働のまちづくり推進	・校区ごとに市民参画による協働のまちづくり実行委員会(元気会)を設置し、協働のまちづくりを推進します。	市民協働の推進	16~
2	市民参加システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント制度の導入 ワークショップ方式による市民参加の推進 インターネットの活用による双方向コミュニケーション 	市民協働の推進	16~

4 定員管理・給与の適正化等

4 - 1 定員管理の数値目標

(1) 数値目標の基本的考え方

本市職員数は、二次にわたる行政改革の実施により漸次減少する傾向にありますが、新規事業や権限移譲による事務量の増加に対応するため、特定の分野では臨時職員や非常勤職員の雇用が常態化している面もあり、いつの時点においても職員の適正配置を可能にする長期的視野での定員管理の確立が不可欠となっています。

また、本市職員の年齢構成の現状は、いわゆる団塊世代を中心に50歳代の職員が全体の半数以上を占め、これからの10年間で退職を迎えていく状況にあり、行財政運営上大きな課題であり、定員管理上の教訓でもあります。

具体的には、組織機構改革による部、課、係の統廃合、事務事業評価システムによる事務事業の見直し、指定管理者制度を活用した施設等の管理、再任用職員の任用、学校給食調理員・用務員の派遣職員化等を継続して実施することにより、定員の抑制を図り、時勢の変化にも臨機応変の対応が可能な計画とします。

(2) 数値目標の設定の仕方

実施中である行政改革大綱の大きな取組みの一環として、職員数の適正化を図りますが、その方針は、

健全な財政構造を構築していく上からも、職員数は減員する。

臨時職員や非常勤職員についても減員を進め、その配置は真に必要な場合に限ったものとする。

「3. 民間委託等の推進」に基づき、民間委託を推進し、委託業務に係る職種の新規採用は行わないものとする。

この3点を基本に据え、平成16～20年度までの5年間で現職員数(医療職を除く)の16%程度を減員する計画に沿って現在も実施しております。

また今回の集中改革プランの策定に当たり、行政改革大綱との目標期限の違いにより生じる空白期間(平成21, 22年の2か年分)につきましては、実施中である行政改革大綱の理念を踏襲し、「仮に延長した場合はこうなる」ということで残り2か年分について設定することし、全体で53人(6.50%)減員する計画とします。

事業毎に説明いたしますと、

「一般会計等」は、社会情勢の変化に対応しつつ、事務事業の抜本的見直し、指定管理者制度の積極的活用、地域協働の推進などを行い、全体で11.09%減員する計画とします。

「病院事業」は、医療の高度化、患者さんの心身への十分なケア等を考慮しますと、医療職のマンパワーの充実が肝要であり、本来ならば増員するところではありますが、本市の財政状況を勘案し0.87%減員する計画とします。

「上水道事業」及び「下水道事業」は、現在実施中の三井鉱山(株)社水の本市上水道への一元化事業や平成21年度に予定している「下水道事業」との合併及び企業局の設立に向け組織の再構築が必要であり、「上水道事業」は現状維持、「下水道事業」は7.69%減員する計画とします。

(3) 採用者・退職者の見込み

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの採用者・退職者の見込みは、下記のとおりです。

職種	区分	年 度						計	H17 に対する割合(%)
		17	18	19	20	21	22		
一般会計等 (教育長を含む)	年度当初職員数	442	424	421	410	399	393	平成22年度当初393人	
	前年度との増減		18	3	12	10	6	49	11.09%
病院事業	年度当初職員数	344	341	341	341	341	341	平成22年度当初341人	
	前年度との増減		3	0	0	0	0	3	0.87%
上水道事業	年度当初職員数	17	17	17	17	17	17	平成22年度当初17人	
	前年度との増減		0	0	0	0	0	0	0%
下水道事業	年度当初職員数	13	13	13	13	12	12	平成22年度当初12人	
	前年度との増減		0	0	0	1	0	1	7.69%
合 計	年度当初職員数	816	795	792	781	769	763	平成22年度当初763人	
	年度内退職予定者	40	21	31	30	34		156	19.12%
	年度内採用予定者		19	18	19	19	28	103	12.62%
	前年度との増減		21	3	11	12	6	53	6.50%

(平成18年度の退職者には勸奨5名を見込んでおります。)

4 - 2 平成11年4月1日から平成17年4月1日までの定員管理状況

平成11年4月1日から平成17年4月1日までの職員数の推移は、下記のとおりです。

職種	区分	年 度							H11 H17 増減 割合(%)
		11	12	13	14	15	16	17	
一般会計等 (教育長を含む)	年度当初職員数	498	493	491	486	479	461	442	56人
	前年度との増減		5	2	5	7	18	19	11.24%
病院事業	年度当初職員数	360	363	362	360	354	352	344	16人
	前年度との増減		3	1	2	6	2	8	4.44%
上水道事業	年度当初職員数	20	19	19	19	19	19	17	3人
	前年度との増減		1	0	0	0	0	2	10.53%
下水道事業	年度当初職員数	14	14	14	14	14	13	13	1人
	前年度との増減		0	0	0	0	1	0	7.14%
交通事業	年度当初職員数	34	27	25	18	17	9	0	34人
	前年度との増減		7	2	7	1	8	9	100%
合 計	年度当初職員数	926	916	911	897	883	854	816	110人
	前年度との増減		10	5	14	14	29	38	11.88%

4 - 3 定員管理・給与の適正化等の取組事項

No.	取組事項	取組目標及び状況	効果	実施年度
1	定員適正化の推進	行政改革大綱に基づき、計画的な定員管理を行います。 ・長期展望での職員適正化計画 (16年度からの5年間で16%程度減員(病院医療職除く)) ・年齢構成の均等化 (勸奨退職の優遇策実施) ・臨時・非常勤職員及び再任用の見直し ・人事配置の適正化 繁忙期への柔軟な対応(異動交流) 役職者の適正配置	人件費の縮減	16～
2	職員任用制度等 の見直し	人事評価制度の見直し ・能力、実績に基づく評価制度の充実 ・昇格試験、希望降格制度の導入 やる気の醸成、人材育成 ・職員の意識改革、縦割りの排除 ・表彰制度や能力給の導入 ・女性職員の職域拡大及び登用 ・職員研修の推進 ・市民との対話の推進 ・他団体との人事交流	職員の意識改革、人材の育成	16～
3	給与制度の見直し	・諸手当の見直し検討 ・旅費日当の見直し 近隣出張旅費の日当の廃止	適正な手当支給	16～

5 外郭団体及び第三セクターの見直し

5 - 1 外郭団体の見直し

本市が設立した外郭団体は、その特徴を活かしながら行政の重要な一分野を担ってきました。しかしながら、社会・経済状況の変化等によりこれらの果たす役割も変化し、また、市が相当程度の財政支出を行っている点から考慮しても、改めてその存在や支出のあり方等を根本的に検討する必要が生じています。

社会福祉協議会と社会福祉事業団については、市と同様の行財政改革の取組みが必要であることはもとより、同じく社会福祉事業を担う立場から、統合の可能性を含めた根本的な見直しが必要であり、自治振興公社は、指定管理者制度との関連から存廃の論議が、土地開発公社についても公共用地の先行取得という本来の目的、必要性が薄らいだことから広汎な論議、検討が必要となっています。

外郭団体の見直しへの取組事項

No.	取組事項	取組目標及び状況	効果	実施年度
1	経営改善化への指導の強化	・本市行政改革大綱に沿った形での改革の指導を行う。	経営の健全化	16～
2	団体のあり方について検討	・社会福祉協議会と同事業団のあり方検討 ・自治振興公社のあり方検討 ・土地開発公社のあり方検討	経営の健全化	16～

5 - 2 第三セクターの見直し

第三セクターはそれぞれの時代の要請に応じて設立され、市の行政施策と連携しながら、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきたところですが、昨今の経済環境の変化に伴う影響などを踏まえ、その設立趣旨や役割、運営状況に照らして、存在意義を再検討し、今後の市の関与のあり方について見直しが必要だと思われます。

また長期的な視野での経営見込みを基に、経営改善を促進し、効率的で健全な運営体制の確立に努め、それとともに評価・監査機能の充実や経営状況等の情報公開に努めます。

【検討団体】

民法(財団、社団法人)、商法(株式、有限会社)法人のうち、市の出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人等を対象とする。

平成17年度末時点における対象法人数 2団体

(荒尾市自治振興公社、荒尾商業開発株式会社)

6 経費節減等の財政効果

6 - 1 歳入関係の取組事項

No.	取組項目	平成16年度までの実績	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
1	税の徴収対策	<ul style="list-style-type: none"> ・収納課の設置 ・口座振替の推進 ・滞納処分の強化 徴収率 現年度分 97.7% 滞納繰越分 8.6% 合計 89.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収専任の非常勤職員の配置 ・徴収職員の時差出勤 ・コンビニエンスストア等での振込の研究 ・新しい税の創設に向けた調査研究
2	使用料・手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・産業交流支援館使用料の改定 実施年度:16年度 効果額:1,100千円 ・し尿汲取手数料の改定 実施年度:11~16年度 効果額:59,300千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ有料化 実施年度:17年度 効果見込額:60,000千円 ・下水道使用料の改定 実施年度:17年度 効果見込額:38,300千円 ・保育料の改定 実施年度:17年度 効果見込額:3,650千円 ・受益者負担の観点から定期的に適正な使用料・手数料を検討 ・ごみ収集の有料化、有料ゴミ袋導入の検討 ・職員駐車場の有料化、自動車通勤許可制の導入の検討 ・独自減免の見直し
3	未利用財産の売払い等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の売払い 実施年度:16年度 効果額:21,500千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の売払い 実施年度:17年度 効果見込額:53,500千円 ・未利用の普通財産の売払い、利活用を検討します。

6 - 2 歳出関係の取組事項

No.	取組項目	平成16年度までの実績	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
1	人件費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の適正化 計画的な削減(67名) 実施年度:15~16年度 効果額:301,664千円 勸奨退職の優遇策による年齢構成の均等化 ・特別職、職員給与等の削減 市長6%カット 助役、収入役、教育長5%カット 職員給3%カット 管理職手当15%カット 実施年度:16年度 効果額:60,721千円 ・審議会、委員等の見直し 出席手当の見直しや農業委員定数の減など 実施年度:16年度 効果額:10,919千円 ・議員報酬の見直し 報酬の2.5%カット 実施年度:16年度 効果額:1,800千円 ・委員等出席手当の見直し ・時間外勤務手当の削減 ・役職数の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の適正化 計画的な削減(53名) 実施年度:17~22年度当初 効果見込額:423,473千円 勸奨退職の優遇策による年齢構成の均等化 ・特別職、職員給与等の削減 市長6%カット 助役、収入役、教育長5%カット 職員給3%カット 管理職手当15%カット 実施年度:17年度 効果見込額:60,973千円 ・議員報酬の見直し 報酬の2.5%カット 実施年度:17年度 効果見込額:3,021千円 ・議会議員費の削減 議員定数の見直し 26人 22人(4人削減) 実施年度:19年度 効果見込額:18,432千円 ・新規採用の抑制 ・昇給ストップによる抑制 ・今後職員数の適正化はもとより、公務員給与改革の趣旨に沿い改革を進めていく
2	組織の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を目指し、分かり易く、かつ機能的な組織機構の再編を行う。 実施年度:16年度 1室7系の減 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を目指し、分かり易く、かつ機能的な組織機構の再編を行う。 実施年度:18年度当初 部の統合(2部の減)

No.	取組項目	平成16年度までの実績	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
3	民間委託による事務事業費削減	<p>非常勤化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車運転手1人 ・給食センター調理3人 ・学校司書3人 <p>実施年度:16年度 効果額:49,144千円</p> <p>民間委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校用務員4人 <p>実施年度:16年度 効果額:28,908千円</p>	<p>非常勤化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年指導センター1人 ・図書館2人 ・学校司書2人 <p>実施年度:17年度</p> <p>民間委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内事務員2人 ・給食センター調理等10人 ・学校用務員2人 <p>実施年度:17年度</p> <p>指定管理者制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 導入予定施設数 14施設 ・平成19年度 導入予定施設数 2施設 ・平成21年度 導入予定施設数 13施設
4	補助金等の整理、統合、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金の一律20%削減 実施年度:16年度 効果額:7,792千円 ・各種補助金の廃止 税の前納報奨金 納税組合報奨金 実施年度:16年度 効果額:35,152千円 ・各種補助金の見直し 社会福祉協議会補助金 社会福祉事業団補助金 交通災害共済掛金補助 市営バス福祉乗車証 職員互助会補助金 実施年度:16年度 効果額:114,421千円 	<p>・目的の達成度や効果性、公益性に照らし、下記の視点で見直しを図ります。</p> <p>類似補助金や少額補助金の整理統合 市が事務局を持っているものについては廃止を含めた見直し 運営費補助、奨励・育成補助については、懇親会費、食料費、慶弔費等は補助対象外 補助率の設定等(補助を受ける団体の運営責任の向上を図る) 各種振興事業の実施団体に対する補助金は、原則事業費のみ 視察研修旅費に関する部分の見直し</p>

No.	取組項目	平成16年度までの実績	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
5	投資的経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公園遊具設置の見直し 実施年度:16年度 効果額:8,000千円 ・道路整備計画の見直し 実施年度:11~16年度 効果額:223,854千円 ・公営住宅修繕計画の見直し 実施年度:11~16年度 効果額:53,586千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、内容、費用対効果を十分検証し、着手時期や事業規模の見直しを行うことで事業費の削減を図るとともに、単独事業についても優先事業の選択をおこなっていきます。
6	その他事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一時借入金を基金の振替運用にて実施 実施年度:16年度 効果額:4,504千円 ・介護更新申請の認定有効期間の見直し 実施年度:16年度 効果額:3,507千円 ・行政協力員研修の見直し 実施年度:16年度 効果額:1,760千円 ・電話交換のダイヤルイン化 実施年度:16年度 効果額:6,000千円 ・旅費(日当含む)の見直し ・文化センター保守点検料の見直し ・市長交際費の削減 ・職員視察の削減 ・例規集の完全ペーパーレス化 ・消耗品費・備品費の削減 ・職員の永年勤続表彰の廃止 ・福利厚生事業の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化センター保守点検料の見直し 実施年度:17年度 効果見込額:1,896千円 ・労働会館廃止による管理経費の削減 実施年度:17年度 効果見込額:2,700千円 ・行政協力員関係費の見直し 実施年度:17年度 効果見込額:5,445千円 ・登記事務の民間委託の検討

7 公営企業等の見直し

公営企業や特別会計については、独立採算の原則により受益者が負担する使用料等を中心に経営することが基本と考えられますが、公共性の観点から一般会計からの繰出金を受けて税で賄っている部分もあります。特に本市の場合は、この繰出金が一般会計自体に大きな影響を与えている面もあり、これら公営企業等についても一層の経営健全化を図る必要があります。

7-1 上水道事業

上水道については、今後においても健全財政を維持しながら、水資源確保と三井鉱山(株)の社水との一元化等を進めながら市民への安定給水を確保していきます。

平成16年度末時点における取組状況

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	水道一元化の推進	閉山炭鉱水道施設整備事業計画を策定し、荒尾市内にある三井鉱山(株)の社水一般有料世帯を市上水道へ統合を図る。	12～

平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	下水道事業との統合	下水道事業との統合により、業務の効率化を図る。	21
2	長期計画に基づく給水体制	大牟田市と共同で工業用水を上水道にすることによって必要となる浄水場建設を行い、長期的な水の安定供給を図る。	17～
3	長期的な財政計画の策定	上記により平成30年度までの財政計画を策定し、中長期的な経営計画を図る。	17～

7-2 下水道事業

下水道事業については、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の向上を目的にその整備を進めてきました。しかしその一方で、地方債の借入れや維持管理費の増大等により多額の累積赤字を抱え、厳しい財政状況にあります。今後は市全体としての財政健全化と一体となり下水道事業の経営健全化を図っていきます。

平成16年度末時点における取組状況

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	財政健全化計画の実施	財政健全化計画に沿った計画的な財政運営を行い、健全財政を図る。	12～
2	口座振替制度の推進	安定的な財源確保と負担の公平化のため、口座振替制度の推進を図る。	16～

平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	上水道事業との統合	上水道事業との統合により、市内の給排水の一元化をおこなう。	21

7-3 病院事業

病院事業については、平成10年度以降赤字傾向にあり、平成16年度決算での不良債務比率は7.1%に達するなど予断を許さない状況になっています。

このようなことから、平成15年度に病院事業の経営健全化について、病院事業経営改革検討委員会を設置し改善策を検討し、健全化計画を策定し、現在推進中です。

なお、公立病院を取り巻く環境は、一層厳しさを増すことが予想されるため、今後経営形態の見直しを含め、健全化に向けて更に最大限の努力を傾けていきます。

平成16年度末時点における取組状況

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	診療科目の整理・統合	耳鼻咽喉科の廃止。 診療科の整理(22→17科)	16～
2	職員数(医療職除く)の減員	臨時、パート、業務委託の導入	16～
3	未収金対策の強化	専従職員の配置	16～
4	診療材料の管理方法の見直し	診療材料物品管理システムの導入	16～

平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	財政健全化計画の策定及び実施	中長期的な視野に立ち、経営の健全化を図る。 計画を進行管理するための専門部署の設立	16～

7-4 工業団地造成事業

工業団地造成事業については、石炭産業に代わる新たな産業の創出及び雇用の拡大を目的に、平成3年6月に特別会計を設置し、団地の造成に取り組み、平成5年5月開発行為及び農地転用の許可を得て、平成7年4月から水野北工業団地として分譲を開始しています。

現在4区画のうち、残り1区画(3区画は譲渡済み)を分譲しており、近年の経済情勢の緩やかな回復をうけ、早期売却を目指しています。

平成16年度末時点における取組状況

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	水野北工業団地の造成・分譲	本市産業の活性化を図るため、水野地区に工業団地を造成(4区画)し、分譲する。 現在、4区画中 3区画分譲済み。	3～

平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

No.	取組事項	取組内容	実施年度
1	水野北工業団地の分譲促進	残り1区画の早期売却を実現するため、企業誘致活動を強力に推進する。	17～